

公 募 公 告

三重県津市久居新町 9 7 5 に所在する陸上自衛隊久居駐屯地において、カーシェアの設置及び経営を行う業者について、下記のとおり公募します。

令和 8 年 8 月 2 4 日

防衛省陸上自衛隊
久居駐屯地業務隊長

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加者資格（全省統一資格）又は同等の資格を有する（営業経歴書等指定された書類により判断）こと。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 販売に関し、法令に基づく資格・免許、若しくは営業許可等を有していること。

2 応募業種

カーシェアリングサービス業者 1 業者

3 設置期間

令和9年4月1日（木）～令和14年3月31日

4 公告期間

(1) 期 間

令和8年8月24日（月）～令和8年9月2日（金）

(2) 時 間

上記期間中の土日祝日を除く、午前9時から午後4時まで（ただし、午後1時から午後2時の間を除く。）

(3) 場 所

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊厚生科厚生班

電 話：059-255-3133（内線341）

FAX：059-255-3133（内線471）

5 説明会

(1) 日時

令和8年9月10日（木） 午後2時から

(2) 場所

陸上自衛隊久居駐屯地厚生センター大会議室

(3) 注意事項

原則として出店業者で本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

6 その他

細部は、募集要領及び仕様書による。

7 問い合わせ先

〒514-1118

三重県津市久居新町975番地

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊厚生科（担当：牛丸）

TEL：059-255-3133（内線341）